

高校生等奨学給付金 前倒し支給申請の御案内

(佐賀県立校以外の国公立高等学校等新入生保護者向け)

非課税世帯を対象に、授業料以外の教育費を支援します!

①支給対象者 ※次のすべてに該当する世帯

- ・保護者等が佐賀県内に住所を有している
- ・前年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯(4月1日時点で非課税とみなせる世帯※を含む)又は4月1日時点で生活保護(生業扶助)を受給している世帯
 - ※ 3月末までに家計が急変したことにより、保護者等の収入が非課税相当額まで激減した世帯を指します。詳細は学校事務室までお問合せください。
- ・生徒が高等学校等就学支援金を受ける資格を有している
- ・児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない

②支給額(返還不要) ※世帯の状況により支給額が異なります

- ・生徒1人につき、通常は年1回支給しますが、新入生に限り、年額の4分の1(4~6月分相当額)を前倒して支給します。
- ・前倒し給付を受けた場合、7月1日現在の状況を改めて申請してください。受給要件を満たしていれば、7~3月分相当額(年額一前倒し支給額)を受給することができます。(後日案内)
(目的:教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、修学旅行費等の負担軽減)

(参考:令和6年度単価)

対象	全日制・定時制		通信制	
	年額	前倒し支給額 (4~6月分相当額) <年額×1/4>	年額	前倒し支給額 (4~6月分相当額) <年額×1/4>
生活保護 受給世帯	32,300円	8,075円	32,300円	8,075円
非課税世帯 (第1子)	122,100円	30,525円	50,500円	12,625円
非課税世帯 (第2子以降)	143,700円	35,925円	50,500円	12,625円

※「第2子以降」とは、中学生を除く15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合をいいます。
※令和7年度の支給額は、令和6年度の額から変更になる可能性があります。

③提出書類

世帯の状況に合わせて、下記の書類を提出してください。

生活保護 (生業扶 助受給) 世帯の方	☐ 奨学給付金支給申請書 ☐ 口座振替依頼書 ※口座指定は申請者名義の普通預金口座に限ります。 ☐ 申請者名義の口座が確認できる書類(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人(カ)がわかる通帳やキャッシュカードの写し) ☐ 在学証明書 ※様式は、指定の様式を使用し、在学する高等学校等で証明を受けてください。 ☐ 生業扶助(高等学校等就学費)受給状況証明書 又は生活保護受給証明書(写しでも可) (令和7年4月1日時点での生業扶助受給の有無が確認できるもの) ※生活保護受給証明書は、福祉事務所などで取得することができます。
非課税 世帯の方	☐ 奨学給付金支給申請書 ☐ 口座振替依頼書 ※口座指定は申請者名義の普通預金口座に限ります。 ☐ 申請者名義の口座が確認できる書類(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人(カ)がわかる通帳やキャッシュカードの写し) ☐ 在学証明書 ※様式は、指定の様式を使用し、在学する高等学校等で証明を受けてください。 ☐ 扶養誓約書 (対象生徒及び15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養している子全員分) ※その他、扶養の状況を確認できる書類を求めることがあります。 ☐ 下記のいずれかひとつの書類(いずれも保護者等全員分) ①個人番号利用目的同意書 兼 個人番号提供書 ※個人番号カード、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等を貼付または添付のうえ提出してください。 ②令和6年度課税(非課税)証明書等の写し
家計急変 世帯の方	☐ 奨学給付金支給申請書 ☐ 口座振替依頼書 ※口座指定は申請者名義の普通預金口座に限ります。 ☐ 申請者名義の口座が確認できる書類(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人(カ)がわかる通帳やキャッシュカードの写し) ☐ 在学証明書 ※様式は、指定の様式を使用し、在学する高等学校等で証明を受けてください。 ☐ 家計状況申立書 ☐ 扶養誓約書 (対象生徒及び扶養している配偶者、子全員分) ☐ 下記のいずれかひとつの書類 ①離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出など、家計急変の発生を証明する書類 ②会社作成の給与見込証明書など、家計急変前1か月及び家計急変後1年間の収入見込額を証明する書類 ※①②のいずれの書類もない場合は、家計急変前1か月及び家計急変後3か月の給与支給明細書または売上げを示す書類等

○口座振替申出書について

- ・口座は、申請者(保護者等)名義の普通預金口座に限ります
- ・口座が確認できる書類(例:ゆうちょ銀行の場合)

記 号 11960	番 号 1234561
おなまえ ユウセイ タロウ 様	
おところ (郵便番号 100-0013) 東京都千代田区霞ヶ関2丁目 3-1	
株式会社 ゆうちょ銀行 (金融機関コード: 9900)	
通帳作成地 東京都千代田区霞が関1-3-2 株式会社ゆうちょ銀行	
印紙税申告納付につき認可 税務署承認済	

通帳とお届け印とは、別々に保管してください。

通帳・カードを「盗難」または「紛失」された場合は、すぐにカード紛失センターまたはお近くのゆうちょ銀行・郵便局へご連絡ください。
盗難・紛失された通帳・カードでのお取引を停止します。

カード紛失センター 0120-794889

振替口座開設(金融機関)	通常貯金ご利用の上限額	10,000,000円
キャッシュサービス	代理人カード	デビットサービス
定額定期自動貸付け	国債等自動貸付け	

振込用の店名・預金種目・口座番号

この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は
次の内容をご指定ください
【店名】一九八(読み イチキユウハチ)
【店番】198【預金種目】普通預金【口座番号】0123456

○ 振替口座および財形貯金を除く貯金の預入限度額は1,000万円です。預入限度額を超えることのないよう、定期貯金等で利用する金額を差し引いた「通常貯金ご利用上限額」の設定をお願いします。なお、定期貯金等を払戻された場合であっても、「通常貯金ご利用上限額」は自動的に変更されません。ゆうちょ銀行または郵便局の貯金窓口にて変更してください。
○ 通帳をゆうちょ銀行や郵便局の社員にお預けいただく際は、「引換えに「預り証」をお渡しいたしますので、必ずお受取りください。
○ この通帳は表紙を含め16枚です。

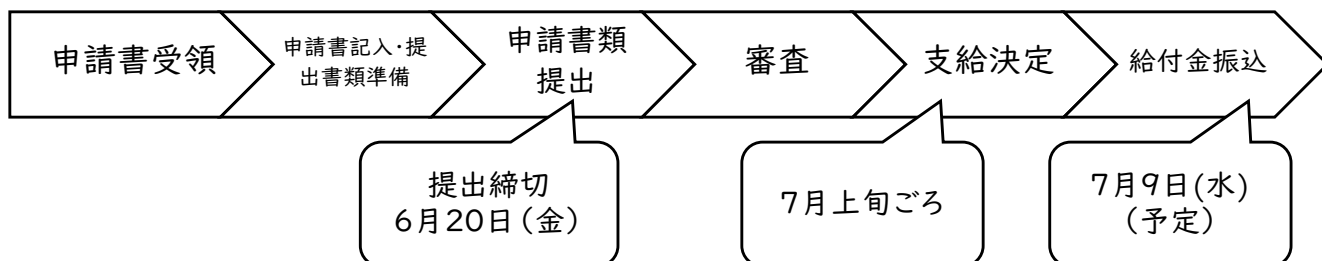
④申請書受付期間

令和7年6月20日(金)まで

- ・教育総務課への郵送又は教育総務課窓口で申請書を受け付けます。
- ※土曜日曜祝日及び勤務時間外の受付は行いませんので、御注意ください。
- 個人番号を含む申請書類を郵送される場合は、簡易書留でお願いします。

⑤申請から支給までの流れ

- ・提出された申請書を審査の上、審査結果を7月上旬にお知らせする予定です。
- ・給付金の支給時期は7月9日(水)を予定しています。



⑥申請にあたっての注意事項

- ・申請書は、『申請書記入例』を参考に記入してください。
- ・記入誤りを訂正するときは、二重線を引き余白に記入してください。
- ・事実と異なる内容の申請により本来受けることができない給付金を受けた場合は、給付金全額の即時の返還と違約金が課せられることになります。
- ・佐賀県に申請される場合は、他の都道府県への申請はできません。
- ・給付金は、生徒の教育費に使用し、学校徴収金に未納がないようにしてください。
- ・給付金を学校徴収金へ充当することも可能です。充当を御希望の方は学校事務室へ御相談ください。

⑦お問合せ・提出先

佐賀県教育委員会事務局 教育総務課(国公立の高校)
〒840-8570 佐賀市城内1-1-59 佐賀県庁旧館2階
TEL:0952-25-7223 FAX:0952-25-7281
メールアドレス:kyouiku-soumu@pref.saga.lg.jp